

議案第 1 1 7 号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 5 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;">（占用料の納入）</p> <p>第 2 条 法第 3 2 条の規定により道路の占用の許可を受けた者及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）第 1 0 条、第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 1 項の規定により電線共同溝の占用の許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、この条例の定めるところにより市に占用料を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（占用料の減免）</p> <p>第 4 条 市長は、次に掲げるものに係る占用料については、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">占用物件</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">占用料</td> </tr> </table>	占用物件	占用料	<p style="text-align: center;">（占用料の納入）</p> <p>第 2 条 法第 3 2 条の規定により道路の占用の許可を受けた者、<u>電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）第 1 0 条、第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 1 項の規定により電線共同溝の占用の許可を受けた者及び法第 3 5 条の規定により道路を占用する者</u>（以下「道路占用者」という。）は、この条例の定めるところにより市に占用料を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（占用料の減免）</p> <p>第 4 条 市長は、次に掲げるものに係る占用料については、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>法第 3 5 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号、以下「令」という。）第 1 8 条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの</u></p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">占用物件</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">占用料</td> </tr> </table>	占用物件	占用料
占用物件	占用料				
占用物件	占用料				

		単位	金額
[略]			
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	[略]		
[略]			
備考 [略]			

		単位	金額
[略]			
令第7条第1号に掲げる物件	[略]		
[略]			
備考 [略]			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。